

人事行政運営等の状況

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の総数

(各年4月1日現在)

年度	平成18年	平成17年
職員数	281人	286人
増減	△5	—

(2) 年齢別職員数の状況

(平成18年4月1日現在)

年齢	20代	30代	40代	50代
職員数	23人	84人	86人	88人

(3) 採用者の状況

職種	平成17年度	平成16年度
一般行政職	4人	6人
消防職	1人	—
保健師	1人	—
技能労務職	—	2人
合計	6人	8人

(4) 退職者の状況

(平成17年度)

職種	定年	自己都合	合計
一般行政職	4人	5人	9人
消防職	1人	—	1人
技能労務職	1人	—	1人
合計	6人	5人	11人

(5) 再任用の状況

(平成17年度)

職種	採用者数
一般行政職	4人
技能労務職	6人
合計	10人

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

(6) 公益法人等への派遣の状況

公益法人等のうち、その業務が町の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものについて、職員を派遣しています。

葉山町社会福祉協議会 1人 (派遣期間：平成16年度から)

(7) 障害者の任用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、国、地方公共団体及び企業は、一定割合以上の障害者雇用に努めることとしています。

法定雇用率	2.10%	平成17年度	2.10%	平成16年度	2.13%
-------	-------	--------	-------	--------	-------

2 町職員の給与等の状況

(1) 人件費の状況

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成15年度人件費
平成16年度	32,409人	10,023,381千円	498,356千円	2,829,696千円	28.2%	30.1%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。(人口は平成17年4月1日現在)

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人あたりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成18年度	262人 (9人)	1,119,356千円 (19,526千円)	397,989千円 (2,959千円)	510,757千円 (4,041千円)	2,028,102千円 (26,526千円)	7,741千円 (2,947千円)

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。 2 給与費は当初予算に計上された額です。

3 ()内は、再任用短時間勤務職員で262人には、含みません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
葉山町	368,800円	44歳4月	309,600円	44歳0月

(4) 職員の初任給の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	葉山町			国		
	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒Ⅰ	大学卒Ⅱ	高校卒
一般行政職	183,800円	170,200円	148,000円	179,200円	170,200円	138,400円

町では、毎年職員の給与のしくみや支給状況などについて、町民の皆さんにお知らせしてきましたが、人事行政の全般にわたる現状についても公表することとし、透明性・公平性を維持するよう努めていきます。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成18年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	302,900円	356,100円	386,500円
	短大卒	290,300円	320,100円	—
	高校卒	282,600円	314,900円	371,100円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	課長補佐・係長	課長代理	課長	部長	
職員数	4人	6人	10人 (1人)	31人 (3人)	59人	7人	23人	5人	145人 (2人)
構成比	2.8%	4.1%	6.9% (25%)	21.4% (75%)	40.7%	4.8%	15.9%	3.4%	100% (100%)
前年構成比	3.4%	2.7%	12.1%	17.4%	38.9%	7.4%	14.8%	3.4%	100%

() 内は再任用短時間勤務職員で上段の数は含みません。

(7) 職員手当の状況 (平成17年度支給割合実績)

区分	葉山町			国		
	区分	期末手当	勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当
期末勤勉手当	6月期	1.4月	0.7月	6月期	1.4月	0.7月
	12月期	1.6月	0.75月	12月期	1.6月	0.75月
	計	3.0月	1.45月	計	3.0月	1.45月
	職制上の段階、職務の級による加算措置があります			職制上の段階、職務の級による加算措置があります		
退職手当	区分	自己都合	定年	区分	自己都合	定年・勸奨
	勤続20年	21.0月分	27.3月分	勤続20年	21.0月分	27.3月分
	勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
一人あたり平均支給額	5,828千円 (前年度に退職した全職種の職員平均額)					

※退職手当の支給率は、県内3市15町1村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。

手当の種類	内 容	
地域手当 (平成18年度予算)	支給対象地域	全地域
	支給率	10%
	支給対象職員数	287人
	1人あたりの平均支給年額	462千円
扶養手当(月額)	配偶者	14,100円
	配偶者以外の扶養親族2人まで(1人につき)	7,300円
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,600円
	その他の扶養親族(一人につき)	5,500円
住居手当(月額)	扶養親族のうち16~22歳までの子(1人につき)	5,000円
	支給限度額	29,300円
通勤手当	公共の交通機関利用者	実費相当
	交通用具(車・バイク等)利用者	通勤距離に応じて支給
時間外勤務手当	職員一人あたりの平均予算年額	267千円
特殊勤務手当	職員に占める手当支給職員の割合	64.6%
	支給対象職員1人あたりの平均支給年額	16千円
	手当の種類	16種
	代表的な手当の名称	町税事務従事手当、運転業務手当、変則勤務手当、年末年始勤務手当

(8) 特別職の報酬等

区 分		月 額	区 分		月 額
議員報酬	議 長	499,000円	特別職給料	町 長	915,000円
	副 議 長	430,000円		助 役	740,000円
	議 員	400,000円		教 育 長	699,000円

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり40時間です。

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。
(各年度4月1日から3月31日)

平均取得	
平成17年度	平成16年度
7.8日	7.8日

(3) 療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。(平成17年度)

区 分	取得者数	
	公 務	公務以外
療養休暇	1人	17人

(4) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。

区 分	取得者数	
	平成17年度	平成16年度
育児休業	5人	4人

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

①分限処分者

(平成17年度)

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	2人	-
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-
合 計	-	-	2人	-

②懲戒処分者 平成17年度 該当なし

5 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可した内容	許可件数	
	平成17年度	平成16年度
大学での講義	0件	1件
社会福祉法人の理事及び評議員	0件	1件
国勢調査員	24件	0件
計	24件	2件

6 職員研修の状況

○階層別研修

階層別研修とは各職位の役割を認識し必要な知識を身につけるために行う研修です。

内 容	受 講 者 数	
	平成17年度	平成16年度
初級・新採用研修	6人	3人
中 級 研 修	6人	8人
監 督 者 研 修	1人	4人

○課題別研修

課題別研修とは具体的な課題ごとに必要な知識や具体的な考え方を身につけるために行う研修です。

内 容	受 講 者 数	
	平成17年度	平成16年度
地方自治法研修	1人	1人
民 法 研 修	1人	1人
法制執務研修	1人	2人
税務職員研修	1人	2人
政策形成研修	0人	1人
用 地 研 修	0人	1人
財務担当職員研修	2人	0人
広報企画研修	1人	0人

○県への職員派遣

地方分権の進展により役割が増大する市町村における人材育成の取組みとして、神奈川県と県下市町村との間で職員の派遣交流を実施しています。

派遣先	派遣者数	
	平成17年度	平成16年度
神奈川県	3人	3人

7 公平委員会の業務の状況(苦情処理、措置要求、不服申立)

(1) 苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等に行うことができます。

(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。
平成17年度 該当なし

(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。
平成17年度 該当なし